

第4回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月25日（月）14時00分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 12人

会長 1番 内海 武博

会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則

4番 上野 悟 6番 夏見 弘則 7番 得納 逸二

8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭 10番 萩田 光

11番 日南田貴美 13番 桜井 陽子 14番 島津 健治

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 5番 安井 弘之 12番 吉儀 良弘

5. 議事録署名委員の指名 7番 得納 逸二 8番 宮丸 和也

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について（3件5筆）

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について（4件4筆）

議案第23号 非農地証明申請について（3件3筆）

議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）について（利用権設定）

第2 協議事項

(1) 下限面積（別段の面積）の設定について

(2) 令和4年度最適化活動の目標の設定及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

第3 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

(3) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

(4) 農地法第5条の規定による意見聴取について（回答）

(5) 農業相談について

第4 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 山口 徹・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容（議長 1番 内海 武博）

（開会）

13時54分

事務局 定刻より少し早いですが、ただいまから総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るかマナーモードにしてください。また、総会中に席を立たれるときは議長の了解を得てください。では会長、挨拶をお願いいたします。

会長 はい、改めましてこんにちは。先ほどは町長をお迎えして有意義な会を過ごすことが出来ました。皆さんも思っておられることはある程度は、話ができるかなと思っております。また、本当に農作業での事故というの、重大事故に繋がりますので、ひとつ十分に注意をして、作業を進めて行かれるようにお願いをしておきます。それから今日お配りした、太陽光「住民理解」重視（4/4 読売新聞）の記事ですが、先ほど町長も少し話を触れられましたけども、条例という形を取って頂ければと。全国で今177の自治体が条例を作っているという現状を踏まえ、トラブルを避けることが一番大事と思い、先日も町長にお伝えしたところでございます。

はい、それでは第4回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任の委員は14人、本日の出席委員は12人です。欠席の報告が5番安井委員さん、12番吉儀委員さんからありました。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、7番 得納逸二委員さん 8番 宮丸和也委員さんにお願いします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から「報告事項（1）農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、議案集60ページをご覧ください。「報告事項（1）農地法第18条第6項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。（以下6件9筆について議案集により報告。）説明については以上です。
以上です。

議長 はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、推進委員は1名のみ入室し、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います、よろしくお願ひします。また、待機場所が密となるため、報告が終わられた推進委員さんには、お帰り頂くこととしますので、よろしくお願ひします。

(付議事項)

(議案第21号)

議長 それでは、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」（3件5筆）を議題といたします。

報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

(議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡) 財産処分 (受) 空き家バンクで農地を取得し管理する。 ([REDACTED]の構成員)	勝見 黒木啓 藤高	田2筆 畑1筆	7,592 m ²
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡) 高齢で耕作困難なため、譲渡する。 (受)隣接地の為、一緒に管理し営農を行う。	亀田 正迫 上羽場	畑1筆	263 m ²
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡) 高齢で耕作困難となり、後継者もいらないため譲渡する。 (受) 分田を購入し耕作しやすくする。	中村 神尾 綿谷	田1筆	704 m ²

事務局 はい、議案集1ページをご覧ください。議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(議案集により1件目の申請内容について朗読説明。)

議長 1件目について勝見委員さんより報告をお願いします。

勝見委員 はい、先日黒木委員と藤高委員、3人で現地を確認いたしました。水利等について特に問題はありません。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、どうぞ。

10番 はい、10番荻田です。譲受人の方のもう少し情報があれば、お聞きしたいんですが。

勝見委員 [REDACTED]からいらしています。

議長 ご夫婦で全国を色々調べたところ、世羅町が一番いいとおっしゃって、ここへ移住されたと[REDACTED]から聞いております。

議長 はい、他にはありませんか。

議長 よろしいですか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集1ページをご覧ください。(議案集により2件目の申請内容について朗読説明。)

議長 はい、2件目について亀田委員さんより報告をお願いします。

亀田委員 はい、4月24日に推進委員3名で現地確認に行ってまいりました。写真を見て分かるように草が伸び放題で、管理が今の段階ではされていない状態なんですが、譲受人の方に、この農地取得後には、直ちに管理すると言う確約を頂いてきましたので、よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集1ページをご覧ください。(議案集により3件目の申請内容について朗読説明。)

議長 はい、3件目について中村委員さんより報告をお願いします。

中村委員 はい、4月15日に朝8時に3人で現地確認に行きましたところ、ここは譲受人との分田でコンクリートの壁があったんですが、きれいに取り除いて一枚の田になっております。それで別に問題はないと3人の意見で一致しました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う方に賛成の方は、
挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第22号)

議長 続きまして議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」(4件4筆)を議題とします。

報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

(議案第22号の内容「農地法第5条の規定による許可申請について」)

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
■ (所有権移転)	■	田1筆 910 m ²	太陽光発電設備	行旨・勝見・黒木啓	第2種農地 農用地区域外
■ (所有権移転)	■	田1筆 1,487 m ²		行旨・勝見・黒木啓	第2種農地 農用地区域外
■ (所有権移転)	相続人 ■ (被相続人 ■)	田1筆 835 m ²	太陽光発電設備	行旨・勝見・黒木啓	第2種農地 農用地区域外
■ (使用貸借権設定)	■	田1筆 363 m ²	農産物加工場兼一 部直売所 (始末書提出)	中村・神尾・綿谷	第2種農地 農用地区域外

事務局 はい、議案集16ページをご覧ください。議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。(議案集により1件目~3件目までの申請内容について朗読説明。)

議長 1件目、2件目及び3件目について勝見委員さんより報告をお願いします。

勝見委員 はい、先日、行旨委員、黒木委員 3 人で現地確認を行いました。3 筆とも隣接した圃場でありまして、周りは既に太陽光発電設備で囲まれているような状態であります。実際には、農耕されてない状況でありまして、用水、排水等についても問題ありません。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集17ページをご覧ください。(議案集により4件目の申請内容について朗読説明。)

議長 4件目について中村委員さんより報告をお願いします。

中村委員 はい、4月15日8時過ぎに、神尾さん、綿谷さんと3人で現地確認に行きました。周辺へ建物が建っても影響はなく、問題はないと3人の意見が一致しましたので報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う方に賛成の方は、
挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第23号)

議長 続きまして、議案第23号「非農地証明申請について」(3件3筆)を議題といたします。

報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

(議案第23号「非農地証明申請について」内容)

申請人	当該農地	地目地積	かい廃年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
[REDACTED]	[REDACTED]	畠1筆 134m ² (現況雑種地)	H元年頃	地目変更 (始末書提出)	梅田・鍛冶谷・真野
[REDACTED]	[REDACTED]	田1筆 148m ² (現況山林)	H2年頃	地目変更	下原・相良・稻田
[REDACTED]	[REDACTED]	畠1筆 257m ² (現況雑種地)	S43年頃	地目変更 (始末書提出)	村田・宮迫・松尾

- 事務局 はい、議案集 49 ページをご覧ください。議案第 23 号「非農地証明申請について」です。(議案集により 1 件目の申請内容について朗読説明。)
- 議長 1 件目について梅田委員さんより報告をお願いします。
- 梅田委員 4 月 19 日、私と他 2 名と共に現地を見ております。申請が出る前に当家の方から一度お話をありまして、空き家を売りに出されていらっしゃいまして、それで「ここはもともと農地だったんだよね。」ということがわかり、地目変更をお願いして、申請されたと思います。ずっと使われていない状況でしたし、手入れはされていたんですが、農地として復元することは出来ないということです。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
- (推進委員退室)
- 議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、議案集 49 ページをご覧ください。(議案集により 2 件目の申請内容について朗読説明。)
- 議長 2 件目について下原委員さんより報告をお願いします。
- 下原委員 はい、下原と言います。当件につきましては 4 月 19 日(火)に相良委員、稻田委員さんと共に現地確認を行いました。申請人さんは、知人だったので細部に渡り聞き取り等も電話で行っているんですが、現地を確認した結果、現状においてもう山の状態になっておりまして、復元することは困難極めるということで、非農地でよろしいんじゅないかという判断を下しました。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
- (推進委員退室)
- 議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、議案集 49 ページをご覧ください。(議案集により 3 件目の申請内容について朗読説明。)
- 議長 3 件目について村田委員さんより報告をお願いします。
- 村田委員 はい、4 月 18 日に現地確認を 3 名で行っております。申請のとおり、倉庫が建っておりまして、農地への現状回復は不可能と判断しております。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。

- 議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)
- 議長 はい、それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。
- (議案第24号・第25号)
- 議長 続きまして、議案第24号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」及び議案第25号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について(利用権設定)」は、関連がありますので一括して議題といたします。
- この議案は世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。
- 事務局 失礼します。それではまず、別冊議案第24号「農用地利用集積計画の作成について」説明いたします。2ページをお開きください。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明)。
- 甲山地区 4筆 7,355 m² 世羅地区 60筆 73,068 m²
世羅西地区 17筆 27,502 m² 合 計 81筆 107,925 m²
- 続いて別冊議案第25号「農用地利用配分計画の作成について」農地中間管理機構の広島県森林整備・農業振興財団から配分計画されたものになります。3ページをお開きください。世羅地区6筆7,020 m²を(農)くろぶちさんが、世羅西地区9筆11,307 m²を(農)穂MINORIさんが作付けをされる計画が出されております。説明については以上です。
- 議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ございませんか。
- 議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。
- 議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
- 議長 はい、どうもありがとうございました。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。
- 議長 本日の議案は、全てご審議いただきましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。作田副会長よろしくお願ひいたします。
- (議長交代・作田副会長が進行) 14時28分
(協議事項)
- 議長 それでは、協議事項(1)「下限面積(別段の面積)の設定について」事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、議案集59ページをご覧ください。協議事項(1)「下限面積(別段の

面積)の設定について」でございます。こちらは、世羅町企画課で登録している空き家バンクに付隨した農地を処分するために設定した特段面積について、令和4年第3回総会の議案第12号において農地法第3条の許可処分をしたため解除する案件でございます。説明は以上です。

議長 はい、事務局の説明がおわりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

議長 続いて協議事項(2)「令和4年度最適化活動の目標の設定及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい、別冊協議事項2をご覧ください。表のページに「農業委員会による最適化活動の推進等について」内容をあげております。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、法第37条の規定により農地等の利用最適化の推進の状況、その他、農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。それでは、別冊1ページをご覧ください。別紙様式1「令和4年度最適化活動の目標の設定等」この様式は令和4年2月に農林水産省経営局長及び農地政策課長からの通知がありまして、令和4年度4月から様式が変更となっております。協議事項2の1ページ目、農業委員会の目標も成果目標及び活動目標、推進委員等の目標等の設定をする必要がございます。そういったことで、今年度の数値、もしくは内容の設定する数字を、計算・積み上げをして作成しております。こちらは、3月の総会でも説明しました活動の記録等をより詳細につけていただいたものが根拠数値となりまして、今後、3月もしくは4月の総会の時に、記録簿を基に活動実績と目標達成状況を点検・評価をするようになります。そう言った点検・評価を考慮して推進委員等選考等行いました、公表と報告を行っていきます。別冊5ページ目をご覧ください。これは、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の内容を記載しております。内容は、農業委員会活動計画の令和3年度の目標に対しての実績を取りまとめたものが、別紙様式2となっております。こちらにつきましては、今年度限りの報告となりまして、来年度からは、令和4年度最適化活動の目標の設定の付いた点検・評価という事になりまして、様式の方が変わることでございます。具体的な内容につきましては、ご一読頂いているとは思いますが、こう言った所の点検・評価、目標等については、役員会で協議させて頂いたものを、総会資料として、みなさまの方へ送らせて頂きます。今後の流れといたしましては、この内容について適切であると認められましたら、広島県農業会議の確認を受けた上で、広島県世羅町農地中間管理機構に報告し、農政局に報告するようになります。その後、ホームページで公表させて頂くようになります。事務局からは以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。
議長 ございませんか。
- 議長 それでは原案通りとして取り扱い、広島県農業会議の確認を受けてますが、よろしいでしょうか。
- 議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
- 議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

- 議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。
- 事務局 はい、議案集61ページをご覧ください。報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」相続の関係でございます。(以下議案集により朗読説明)

(報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」の内容)

権利を取得した者	当該農地	地目地積	権利を取得した日	権利を取得した事由
[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]他11筆	畠4筆 田8筆 計7,968m ²	H23年1月4日	[REDACTED]より相続

以上です。

- 議長 事務局からの説明が終わりました。
- 議長 続いて報告事項(3)「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」事務局より報告を求めます。
- 事務局 はい、議案集62ページをご覧ください。報告事項(3)「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」です。(以下 報告事項(3)「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」3件を議案集により朗読説明。)

事業者	当該農地	事業の目的	事業概要	種別・農振計画
[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]畠1筆 202m ² の内2.25m ²	携帯電話サービス 拡大及び品質改善	無線通信用電波塔 (14.77mコンクリート柱)	第1種農地 農振農用地区域
[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]田1筆 1,416m ² の内2.25m ²	携帯電話サービス 拡大及び品質改善	無線通信用電波塔 (14.77mコンクリート柱)	第1種農地 農振農用地区域
[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]畠1筆 125m ² の内2.25m ²	携帯電話サービス 拡大及び品質改善	無線通信用電波塔 (14.77mコンクリート柱)	第1種農地 農振農用地区域

事務局からは以上です。

- 議長 事務局からの説明が終わりました。
- 議長 それでは、報告事項(4)「農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集70ページをご覧ください。農地法第5条による意見聴取について（回答）です。これは、令和4年2月25日に開催した第2回農業委員会総会の議案第8号にて、許可相当と取り扱いをした農地法第5条による許可申請3件分の関係でございます。こちらにつきましては、令和4年3月18日に許可されることに異議はないということで広島県農業会議から回答を頂いております。これに基づき、3月中にそれぞれの申請者等に許可書を送付しております。以上です

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。

議長 報告事項（5）「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集71ページをご覧ください。報告事項（5）「農業相談について」です。相談日が令和4年4月6日（水）甲山自治センターで、作田委員・宮丸委員さんと行って頂きました、2件ご相談がありました。相談内容については、農地の売買について及び地目変更登記についてです。相談内容等、回答及び参考事項等については日誌でご確認してください。続いて令和4年4月13日（水）山福田自治センターで、担当は折元委員・日南田委員。4件ご相談がありまして、相談内容につきましては農地転用について3件、非農地証明申請についてございました。相談内容等、回答及び参考事項等につきましては、報告事項のとおり、対応しております。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

（連絡事項）

議長 それでは、連絡事項（1）「今後の日程について」事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案集77ページをご覧ください。連絡事項「今後の日程」でございます。（以下、議案集により朗読説明）

（連絡事項（1）「今後の日程について」内容）

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
5月11日	農業相談	宇津戸自治センター	上野委員 鈴木委員	9:30~
5月12日	世羅町農業委員会 役員会	世羅町役場南館 2階打ち合わせ室	役員全員	9:30~
5月25日	第5回 世羅町農業委員会総会	世羅町役場南館 3階会議室2	委員全員	13:30~
5月末 ～8月末	農地利用状況調査説明会 農地利用状況調査 (農地パトロール)	各地区担当	農地利用最適化 推進委員	

農業相談とこちらの説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症等の状況によりまして、中止、又は書面の可能性がございます。そうなりましたら、それぞれの農業相談の関係委員さんへご連絡したいと思います。以上です。

議長 はい、その他、事務局から何かございますか。

事務局 はい、3月の総会の時に、会長さんからもお話がありましたが、活動日誌を

いったん5月末で締めて、補助金要望等してほしいと国からありましたので、4月分日誌を次回5月の総会の時にご提出いただきたいと思います。また、5月分についても、一緒に提出して頂いて集計できればと思います。実績払いでは3月末にお支払いしていたものが、今年度に限り、前半の1から5月までの実績を基に年間の金額をはじくことになるようです。今後は通常の4から3月になると思いますがそういうことですので、次回総会の時に記入したもののご提出をお願いします。記入段階で何か不明な点がございましたら事務局へご相談頂けたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

はい、委員の方で何かありますか。

議長

はい、ありがとうございました。これを持ちまして第4回世羅町農業委員会総会を終了いたします。本日の会場の片付けは、8番委員から14番委員さんにお願いします。宜しくお願ひします。

(閉会)

(14時45分)